

令和8年度・令和9年度吹田市立小・中学校医療的ケア看護師派遣業務
令和8年度・令和9年度留守家庭児童育成室医療的ケア看護師派遣業務
共通仕様書

1 業務目的

吹田市立小・中学校（以下「学校」という。）及び留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）に在籍する医療的ケアを要する児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）に対し、必要な医療的ケアを行うため、人材派遣によって看護師を配置する。

2 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

3 派遣期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

4 派遣看護師の要件

- (1) 看護師免許（准看護師免許を除く。）を有すること。
- (2) 医療的ケアを安全かつ確実に行う技量及び経験を有すること。
- (3) 心身ともに健康であり、原則として会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を通して勤務できること。
- (4) 教職員や医療的ケア児と積極的にコミュニケーションを図れること。
- (5) 職務専念義務及び守秘義務を遵守できること。
- (6) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 地方公務員法第16条各号又は学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者

イ 性犯罪歴のある者

5 派遣元の要件及び遵守事項

- (1) 派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第5条に基づく労働者派遣事業の許可を受けた者でなければならない。
- (2) 派遣元は、派遣看護師の雇用に関して、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）その他関係法令を遵守しなければならない。

6 派遣看護師の名簿の提出及び変更

- (1) 派遣元は、派遣開始の前年度2月末日までに、次の会計年度に派遣する派遣看護師の名簿を派遣先に提出しなければならない。
- (2) 派遣元は、原則として、派遣先の各勤務場所には会計年度を通してそれぞれ同一人物を派遣しなければならない。
- (3) 派遣元は、派遣看護師を名簿に記載した者と異なる者に変更する場合は、派遣先との事前協議の上、

変更後の名簿を提出し、派遣先の承認を受けなければならない。

- (4) 派遣元は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、直ちに派遣先に報告すること。また、派遣先・派遣元協議により当該看護師の派遣が適切でないと合意した場合には、派遣元は、当該看護師の派遣を直ちに中止し、速やかに他の看護師を派遣しなければならない。

ア 保健師助産師看護師法その他の関係法令に違反した場合

イ 業務遂行に当たり、不適切と認められる場合

ウ 身体又は精神の障がいにより、勤務に耐えられないと認められる場合

エ 勤務態度が不良であり、改善の見込がないと認められる場合

7 契約の方法

- (1) 契約金額は看護師の派遣 1 人・1 時間当たりの単価契約とし、派遣料金の基本単価を定める。本件入札に当たっては、入札書に基本単価を記入すること。また、記載単価には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- (2) 1 日当たりの労働時間が 8 時間を超過した分及び 1 週間当たりの労働時間が 40 時間を超過した分については、基本単価に 100 分の 125 を乗じた金額（小数点以下を切り捨てる。）を派遣料金の超過単価として契約時に定め、この単価を適用するものとする。
- (3) 派遣労働者が 22 時から翌 5 時までの間に勤務をした分については、基本単価に 100 分の 150 を乗じた金額（小数点以下を切り捨てる。）を派遣金額の深夜単価として契約時に定め、この単価を適用するものとする。なお、育成室発注分においては深夜単価での派遣予定はない。
- (4) 派遣先は、派遣元に対し、月ごとに、前 3 号それぞれの単価に派遣した時間数を乗じ、足し合わせた金額を支払うものとする。公共交通機関の遅延により遅刻した時間があるときは、当該時間を勤務したものとして計算し、また、前 3 号それぞれの単価における派遣時間数の合計に 1 時間未満の端数があるときは、それぞれ切り上げるものとする。
- (5) 個別仕様書に別途定める固定配置分及びスポット配置分のいずれの形態による派遣についても、第 1 号から第 3 号までの派遣料金の時間単価を適用する。また、スポット配置分は、派遣時間が派遣先の都合により 1 日当たり 3 時間に満たない勤務である場合は、派遣先は 3 時間分の派遣料金の支払を保障するものとする。なお、育成室発注分においては、スポット配置分による派遣予定はない。
- (6) 派遣看護師の通勤費用（駐車料金を含む。）を別途請求することはできない。
- (7) 医療的ケア児の校外学習に同行した場合等、業務上の必要により生じた交通費及び施設への入場・入館料については、派遣元は、第 4 号の派遣業務料とは別に、その実費額を請求できるものとする。このため、当該費用は実質的に派遣先が負担するものであるから、入札書に記載する基本単価には含めないこと。

8 派遣の要否等及び派遣料金の支払基準

- (1) 派遣看護師の就業日であっても、派遣先から次の連絡を受けたときは、派遣元は、看護師の派遣の派遣を要しない。
- ア 医療的ケア児が登校又は登室しないことが判明したとき
- イ 気象警報、感染症対策その他の事由による臨時休校（室）等により終日授業等が行われないことが判明したとき
- (2) 派遣先が派遣元に前号の連絡を、当該日の 1 営業日前（ただし、派遣元の営業日とする。以下同じ。）

の 14 時以前に行ったときは、派遣先は、派遣元に当該分の派遣料金を支払わないものとする。

- (3) 派遣先が派遣元に第 1 号の連絡を行わなかったとき又は 1 営業日前の 14 時を過ぎて第 1 号の連絡を行ったときは、予定していた当該派遣分の派遣料金を支払うものとする。
- (4) 派遣元は、派遣看護師の病気、事故等で派遣予定日に業務が履行できない場合は、速やかに代替者を派遣しなければならない。
- (5) 前号にかかわらず、やむを得ない事情により代替者を派遣できないときは、派遣元・派遣先協議する。
- (6) 前 2 号にかかわらず、公共交通機関の遅延により派遣看護師の遅刻が見込まれる場合であって、派遣元がその旨を直ちに派遣先に連絡し、派遣先からの承諾を得たときは、当該欠勤分の代替者派遣を要せず、また、当該欠勤分は勤務したものとして派遣料金を算定する。

9 契約保証

落札者は、契約締結後、契約日までに、契約単価に発注予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の契約保証を付さなければならない。なお、契約保証金によって納入した場合は、履行確認後に還付する。

発注予定数量は、次のとおりとする。なお、発注数を約束するものではない。

令和 8 年度 学校教育室発注分	1,649.00 時間
令和 9 年度 学校教育室発注分	1,685.50 時間
令和 8 年度 放課後子ども育成室発注分	1,722.25 時間
令和 9 年度 放課後子ども育成室発注分	1,722.25 時間
合計	6,779.00 時間

10 業務責任者の選任及び責務

- (1) 派遣元は、業務を総合的に把握し、派遣元と派遣先との連絡調整を行う者として、業務責任者を 1 名選任し、派遣先に届け出なければならない。
- (2) 前号の業務責任者は、派遣看護師と適時に情報共有を行い、また、派遣先が求めたときは、派遣看護師が従事する学校及び育成室を巡回し、必要事項について派遣先に書面で報告するものとする。

11 業務実績の報告及び請求

- (1) 派遣元は、月ごとに派遣実績がわかる書類及び請求書を作成し、翌月 10 日まで（学校勤務分の 3 月分については 3 月 31 日まで）に派遣先に提出しなければならない。
- (2) 前号の書類の内容、様式については、派遣先と派遣元で協議して定める。

12 業務の処理に関して生じた損害の負担

- (1) 派遣元は、災害その他の事故によって本業務の履行が困難となった場合やそのおそれがある場合は、適切な措置を講ずるとともに、直ちに派遣先に報告しなければならない。
- (2) 派遣元が本仕様書及び契約書の規定に違反し、又は故意若しくは重大な過失によって派遣先に損害を与えたときは、派遣元は損害を賠償しなければならない。
- (3) 派遣元の責めに帰すべき事由により、派遣元が第三者に損害を与えたときは、派遣元は損害を賠償しなければならない。
- (4) 派遣先は、派遣元の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、

派遣元に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を請求できるものとする。

13 保険への加入

- (1) 派遣元は、履行期間中の本業務の履行に当たっては、損害賠償責任保険等の保険に継続して加入しなければならない。
- (2) 前号の保険加入に当たっては、事前にその内容を派遣先に報告し、承認を受けなければならない。
- (3) 前2号の保険料は、派遣元の負担とする。

14 派遣先職員等との協力

派遣元及び派遣看護師は、本業務の履行に当たっては、派遣先の教職員や指導員と連携・協力して業務を行うものとする。

15 個人情報の保護

- (1) 派遣元は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、吹田市情報セキュリティポリシー、吹田市教育情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他の関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 派遣元は、業務に係る個人情報を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。
- (3) 派遣元は、業務に係る個人情報の目的外利用、消去、加工、複製、持ち出し等をしてはならない。

16 その他

本仕様書及び契約書に定めのない事項又は本仕様書及び契約書の解釈について疑義が生じた場合は、当事者は本仕様書及び契約の趣旨に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。